独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。 - )がコンサルタント等との 業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま

す。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日(小規 模と位置付けられている案件については、原則本日)から配布しますので、応募 のためのブロボーザル作成に当たっては、 同業務指示書に基づき、 当機構ホーム ページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部 ( Tel:03-5226-6612、6613 ) あてにお願いし

ます。

注)本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダ ウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報> お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契 約】」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410 01.html)を参 照願います。

2013年6月26日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 小寺

【1.プロポーザル提出の資格】 以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。 プロポーザル提出の有資格者(共同企業体を編成する場合の構成員を含む)は、平成25・26・27年度全 省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。 資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

関係の詳細にプいては、当機柄ホームペーン・競争参加資格番貨」 (http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照願います。 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、 更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。 また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程 (調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の 資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。 ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。 ・資格・財間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。

- ポーザルを受付けます
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続 きを進めます
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定 します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書(写)及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同(写)を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

生田っ」で四40010に1010に1010には、同笛写を振小原へにけて紀傳です。 また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、 その結果通知書(写)に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2~3 営業日で結果通知させていただいています。 なお、業市書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申 ままの異様ま(写)等を担三節います。

請書の受領書(写)等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3.情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

本公示により、プロポーリルを提出するコフリルタフト寺においては、その法人、個人、関係名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。 なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただき

ます。

「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンク 具体的には、 のとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html) また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\_0701.html)

- (1)公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。 ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長 相当職以上のは、役員のほか、投資等(注)として再続い取りていること。
- 相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や 業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。 イ.当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること (2)公表する情報 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。 ア.対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ.契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高 ウ.契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合 エ.一者応札又は応募である場合はその旨 (3)当機構の役職員経験者の有無の確認日

- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
- 当該契約の締結日とします。
- (4)情報の提供
- 契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号: 3 国名:インド 担当:地球環境部

案件名:ジャイプール無収水対策プロジェクト

1 契約予定期間:2013年9月上旬~2017年3月中旬

## 2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 海外における上水道に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス(予定)

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間: 2013年7月10日から2013年7月12日17:00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間:2013年7月10日から2013年6月16日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出:2013年8月2日12:00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 :8月中旬

(5) 契約交涉 :8月中旬~8月下旬

### 5 業務の目的

インド国における安全な水へのアクセス率は、1990年の72%から2008年には88%へと改善しているが、人口増加や経済発展に伴う水需要の増加に施設整備が追いついておらず、水量、水質、及びサービスの面で依然として数多くの問題を抱えている。アジア開発銀行(ADB)の調査(2007年)によると、「イ」国の代表的都市の1日平均給水時間は4.3時間であり、24時間連続給水を達成している大都市は存在しない。加えて、表流水を活用した水源開発が遅れているため、フッ素、ヒ素等の有害物質の検出やバクテリア等の混入の問題を抱えながらも地下水に依存せざるを得ず、過剰揚水による地下水位の低下を招いている地域もある。

このような状況に対し、上水道インフラの整備を所管する都市開発省は、2009年に「Service Level Benchmarking」という計画の中で、都市部の上水道整備に関し、普及率100%、24時間給水の達成、無収水率の20%以下への削減等の目標値を設定し、地方政府による水道事業の改善に向けた取り組みを促している。1992年の第74次憲法改正によって、上水道事業は州レベルから市あるいは町レベルの地方自治体に権限を移譲していく方針が示されているが、多くの地方自治体のキャパシティは法的・制度的にも、人材面からも十分ではなく、権限移譲の進捗は州によって異なる。

インド北西部に位置するラジャスタン州の州都ジャイプール市(人口約307万人、2011年)は、年間降水量約650mmの半乾燥地に位置しており、上水供給の大部分を地下水に依存していたため、降雨による涵養量を上回る地下水揚水により、一部地域では地下水の水位低下や枯渇が報告されていた。また、州政府の一部局である公衆衛生局(PHED)により運営される同市の水道サービスは、断続的な給水(1日平均1時間)、低いコスト回収率(水道料金収入は維持管理費の約30%)、漏水や水道メーターの不備による高い無収水率(PHEDによると約30%)等の課題を有していた。

これらの問題に対処するため、円借款「ジャイプール上水道整備事業」(2004年3月L/A締結、2011年5月完工)が実施され、ジャイプール市の南西約120kmに位置するビサルプールダムからの約36万m3/日の導水により、地下水依存率を給水量の約97%から約25%まで軽減しつつ、給水時間を1時間から2時間に延ばすことに貢献した。2011年のジャイプール市の水道事業は、給水車、井戸等を含めた安全な水へのアクセス人口は約300万人とほぼすべての住民に安全な水は提供されているものの、戸別給水による給水人口は約220万人にとどまっており、日平均配水量は約37.4万m3/日となっている。

また、JICAはコスト回収率の低さに象徴される経営面の問題に対処するため、「ジャイプール上水道整備事業に係る案件実施支援調査(SAPI)」(2004年)を実施して、ジャイプールの水道事業を自立的に担う新組織の設立を中心とするセクター改革を提案するとともに、ローカルコンサルタントを有償資金協力専門家(2011~2013年)として派遣して、より詳細な現状分析とセクター改革の実行に向けた支援を実施した。しかしながら、PHED職員の組織改革への反対や2013年11月頃に選挙を控えていることなどから、組織改革に向けた州政府の動きは停滞している。PHEDは水道サービスの向上を実現することと併せて水道料金の改定を検討する方針であり、給水時間の延長のため、さらなる水源開発が必要とされている。ビサルプールダムの水量が十分ではないことから、ガンジス川最大の支流であるヤムナ川の支川からビサルプールダムに50万m3/日の水量を導水する計画を準備している。また、市内の一部の地域(1か所当たり135栓~305栓の小区画4か所。合計745栓)において、24時間給水のパイロットプロジェクトを実施している。さらに、バルクメーターの設置、水道メーターの購入を進めるとともに、GISや顧客情報の整備も完了している。24時間給水のパイロットプロジェクトでは、水道メーターの完全な設置と従量制での料金徴収、違法接続の合法化、地上漏水の修理、住民の水利用方法に対する啓発(地下貯留タンクの使用中止や節水)を徹底することにより、

30~40%の無収水率を約20%まで下げ、料金収入の増と24時間給水を達成した。

しかしながら、PHEDには地下の漏水を探知する技術がなく、漏水対策は地表に表れた漏水を修理するのみに留まっていること、極めて狭い24時間給水のパイロットプロジェクトエリアのみならず、無収水対策をより本格的に全市に展開する必要があることなど、漏水探知、管補修、給水管接続、水道メーターの不備等による見かけの損失の削減等の無収水対策を強化する必要がある。これにより、円借款事業の成果として供給される貴重な水源を有効活用するとともに、給水時間の延長による水道サービスの向上や、料金収入の増加を図ることが重要である。

よって、インド政府は日本国政府に対して、PHEDの無収水削減能力向上を目的とする円借款付帯プロジェクトを2010年8月に要請した。本要請を受けて、JICAは2011年6月、9月、2012年7月、2013年1月に予備調査を実施し、2013年5月7日付で討議議事録(R/D)を署名、交換した。本プロジェクトでは同討議議事録に基づき、PHEDの無収水率削減能力を向上させるために支援することを目的とする。

## 6 業務の範囲及び内容

(1)業務対象地域

インド国ジャイプール市

#### (2)業務内容

PHED職員の無収水削減対処能力の向上を目的として、以下のプロジェクト活動をC/Pとともに行う。

- (ア)無収水削減マネジメントチームの無収水対策計画策定能力の向上に関し、下記の項目の活動を行う。
  - a 無収水削減マネジメントチームの組織
  - b 無収水削減対策年次活動計画の作成
  - c 無収水削減対策に係る既存の研修プログラムのレビューと無収水削減マネジメントチームへの研修の実施
  - d パイロットエリアでの無収水削減対策の進捗状況のモニタリング・評価
  - e 無収水削減対策年次計画のレビュー
  - f 無収水対策の費用対効果の分析
- g 無収水対策の展開に必要な投資額とその調達方法、及び職員に対するインセンティブメカニズムの分析
- h 事業展開計画の策定
- (イ)無収水削減活動を実施するための技術と運営能力の向上に関し、下記の項目の活動を行う。
- a 無収水削減アクションチームの編成
- b 水理的分離の状況の確認と無収水率の測定を含む無収水の現状の調査
- c 無収水削減ワークプラン(漏水探知、管補修、給水管接続、見かけの損失削減)の作成
- d 漏水探知技術、給水管接続、管補修等のOJTの実施
- e パイロットエリアでの無収水削減対策の実施
- f 無収水削減対策の標準手順書(SOP)の作成
- g 無収水削減対策の結果(無収水率等)の測定と無収水削減年次活動計画へのフィードバック
- (ウ)無収水対策技術の内部研修の実施に関し、下記の項目の活動を行う。
- a 研修カリキュラムの作成
- b 研修教材の作成
- c 研修講師の認定
- d 研修成果をフィードバックする仕組みの構築
- e 内部研修の試行

## 7 成果品等

(1)ワークプラン(第1年次)	(2013年9月中旬)
(2)進捗報告書(1)	(2014年2月中旬)
(3)進捗報告書(2)	(2015年2月中旬)
(4)ワークプラン(第2年次)	(2015年7月上旬)
(4)進捗報告書(3)	(2016年2月中旬)
(5)進捗報告書(4)	(2016年9月中旬)
(6)プロジェクト業務完了報告書	(2017年3月上旬)
(7)プロジェクトブリーフノート及びパワーポイント資料	(2017年3月上旬)

- 8 主要な分野及び評価対象予定者
- (1)総括/無収水削減計画(評価対象予定者)
- (2)無収水削減対策(評価対象予定者)
- (3)漏水探知技術
- (4)給水管接続技術
- (5)財務
- (6)業務調整/無収水削減対策補助

# 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2011年6月、9月、2012年7月、2013年1月に予備調査実施済み

注:本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。